

山鹿市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第9号

山鹿市契約規則の一部を改正する規則

山鹿市契約規則（平成29年山鹿市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。